

「消費税の軽減税率制度に関する説明会」を開催します

平成31年10月に実施される「消費税の軽減税率制度」に関する説明会について、事業者の方を対象に、次のとおり説明会を開催します。

- ◎説明内容
- ① 軽減税率制度（対象品目・帳簿・請求書等の記載方法など）の概要
 - ② 適格請求書等保存方法（インボイス制度）の概要
 - ③ 軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について

取扱商品の適用税率の確認や、適用税率ごとの区分経理への対応など、多くの事業者の方において、制度の実施に向けた準備が必要となります。

◎開催日時

4月22日(月)～23日(火)
5月15日(水)～17日(金)
各日

1回目 10時～11時
2回目 13時30分～14時30分
3回目 15時～16時

◎会場

名寄税務署 2階会議室
名寄市西1条北1丁目11番地

※説明会に参加される場合には、事前の申し込みが必要となりますので、次の申し込み先に前日

(4月22日をご希望の方は4月19日(金)17時までに電話でお申し込みください。

■申込・お問い合わせ

名寄税務署 調査部門
☎01654-2-2157 (代表)

※お電話の際には、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

皆様から寄付をいただきました。ありがとうございます。(敬称略)
2月16日～3月15日受領分

・下川町に
社会福祉事業として
松井 進 (神奈川県)

・あけぼの園に
末武商店 (幸町)

・福祉のために
スズキ株式会社

・社会福祉協議会に
旭川市 枝園 満 (亡母)
北 町 相澤 忠久 (亡妻)
班 溪 小原惠美子 (亡義母)
西 町 中島 信子 (亡義父)
東京都 泉 孝典 (亡母)



平成31年度の保険料率

後期高齢者医療からのお知らせ

加入者（被保険者）の方に納付いただく保険料率は、均等割は、50,205円、205円。所得割は、10・59%となります。

この保険料率に基づく平成31年度の保険料額は、「保険料額決定通知書」により、8月に個別に通知します。

なお、世帯主や加入者の所得に応じて、保険料の軽減があります。

詳しくはお問い合わせください。



- お問い合わせ
- ◎北海道後期高齢者医療広域連合
- ☎011-290-5601
- ◎税務住民課
- ☎011-251-103
- ☆4-251-103

平成31年度の保険料率に基づく保険料額

<p>均等割 一人当たりの額 50,205円</p>	+	<p>所得割 本人の所得に応じた額 (平成30年中の所得 - 33万円) × 10.59%</p>	=	<p>1年間の保険料 100円未満切捨て 限度額62万円</p>
-------------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------------